

赤磐市議会基本条例（素案）に関するパブリックコメント（市民意見）の募集結果

○募集期間 平成24年10月25日（木）～平成24年11月9日（金）

○意見提出者 6名（22件 その他4件）

| 項目 | 頁 | 意見の内容 | 市議会の考え方 |
|-------------------------|---|---|--|
| 全般 | — | 議会基本条例は、崇高な理念を掲げつつもそれに偏らず実効性を持ったものにするためには、赤磐市議会が抱える現実が如実に反映されたものでなければならない。 議会のレベルは市民の暮らしに直接影響するため議員の質が問われるが、赤磐市の議会の現状を見る限り一番の課題は議員の知識、教養、人格の欠如にある。 議会基本条例案では、議員に対して「・・・しなければならない」と色々記載されているが、その能力があるとは到底思えず、このままでは条文一つ一つが形骸化する恐れがある。 他自治体の模範、モデルになるような条例である必要はなく、これまでの議会の果たした役割り、問題点を洗い直した上で、野暮で実践的、且つなり振り構わない、議員が自ら切磋琢磨し、質を高めあうための議員研修、勉強会などの施策が盛り込まれる必要がある。その他のことはこれが出来てからの話である。 | 議員に対する厳しいご指摘は真摯に受け止めてさせていただきます。 本条例は議会の基本原則を定めるものであり、議会として、議員個人として改めて襟を正すため、このたび制定するものですので、ご理解をいただきたいと思ひます。 また、今後運用していきながら、必要に応じて随時修正をしていき、赤磐市議会にとってよりよい条例としていきますのでよろしくお願ひいたします。 議員研修、勉強会などの施策については今後の課題とさせていただきます。 |
| | | 「ものとする」表現はお役所的で、形式的、ないほうが良い。 | 「ものとする」の表現は条例等で一般的に用いられており、このままの表現で制定させていただきたいと考えております。 |
| | | 日曜・土曜及び夜間議会を、年4日くらいは取り組むべきである。 小中学生の授業への取り組み（傍聴）も常時化するべき。 | より開かれた議会を目指すため、インターネットでの映像配信を昨年より始めております。 小中学生の傍聴は、要望があれば受けることができます。 |
| | | 「議会モニター」「議会サポーター」に当たる条文がほしい。 | 今後運用していく上で必要が出てくれば検討させていただきます。 |
| (議会の活動原則) 第2条 | 2 | 休憩は必ず再開の時間を。 市民主権を基礎とする。 | 会議の進行上、暫時休憩せざるを得ない場合がありますが、出来るだけ配慮いたします。 |
| (市民参加及び情報公開) 第5条 | 3 | 情報公開の中に全議案についての賛成、反対などの採決数と議員の氏名を明示して公開する。 | 全員協議会、広報編集特別委員会で協議し、検討していきます。 |
| 第5条第2項 | 3 | 原則公開は、全員協議会も含める。 | 今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 第5条第5項 | 3 | 「委員会審議事項を閲覧させることができる。」を本会議と同等に扱い、「審議事項の資料を提供する」にしてほしい。 資料は、原則持ち帰り可、求めに応じて複数も持ち帰り可とすべきである。 | 委員会資料は、本会議に上程される前の案など方向性の確定していない内容も多く含まれておりますので、お持ち帰りいただく資料としてそぐわないと考えております。 |
| | | 一般質問通告表は、作成後、即、予約している人に郵送し、役場、図書館などに最新分を常備し、閲覧板でも年4回一般家庭にいきわたるように配布する。 | 郵送は難しいと考えますが、議会事務局での配付は検討します。 |
| | | 委員会、本会議での傍聴者に対し、討議資料を配付すること（本会議提案、決算等）。 | 資料は多量にあるため、傍聴者に配付することは困難と考えますが、閲覧については検討します。 |
| 第5条第7項 | 4 | 「努めることとする。」を「努める。」にしてほしい。 | 条例等で用いられる表現ですので、このまま制定させていただきたいと考えます。 |
| (議会報告会) 第6条第1項 | 4 | 第6条は議会と住民をつなぐ最も大切な条項である。少なくとも年1回以上を本文に書くべきである。 「原則年4回以上」を入れてほしい。 | 「年1回以上」と明記いたします。 |
| (市長等との関係) 第7条 | 5 | (3)「言動については注意しなければならない」を「言動はしてはならない」にする。 | 「言動は禁止事項であるということに注意しなければならない」と変更いたします。 |
| (議員間の討議による合意形成) 第10条 | 6 | 議会審議に当たって議員相互の議論も自由に行う。 | 第2項に「議員相互間の自由な討議により…」と定めており、合意形成に努めるように規定しております。 |
| | | 「会議中の発言は、発言席への移動を極力、最低限にとどめ、必ずマイクで傍聴席にも声が充分届いているか、議長は確認する」と明記してほしい。 | 登壇、発言は議長の許可の下に行っており、不必要な移動はないようにしております。自席での発言は今後検討してまいります。 傍聴者に声が届かないことがないように今後も進行に留意し、会場のスピーカー等について改善を検討いたします。 |
| (政策討論会) 第11条 | 6 | 別に実施要項を定め、市民参画の機会を作っていくべきである。 | 第2項に別に定める旨を追加いたします。 |
| (委員会) 第12条第2項 | 6 | 「論点・争点等」に「賛否」を挿入。 | 現在、委員長報告では「全員一致」「賛成多数・少数」で報告しております。 各議員の賛否については、本会議の採決で確認ができると考えます。 |
| (議会図書室の管理運営等) 第15条 | 7 | 市民、市職員の利用に供すると明記してほしい。 | 一般の図書館とは蔵書内容等が違うため、利用に供することは馴染まないと考えます。 |

| | | | |
|----------------------------|----------|---|--|
| <p>(政務調査費) 第17条第2項</p> | <p>7</p> | <p>「報告書を公開する」に付属して「議会だより」に、各議員項目別に一覧表で年4回必ず載せる、の文言を入れ、他自治体に見学などで行った場合は報告書を作成し、希望者全員に公開する。 政務調査費を請求しない議員名も、その旨発表する。</p> | <p>報告書は、開示請求により公開しているのが現状です。 公開については、現状の方法、ご意見にあるように議会だよりに掲載する方法、ホームページに掲載する方法など様々な方法があると考えます。方法については、政務活動費への法改正に合わせて検討していきます。</p> |
| <p>(政治倫理) 第18条</p> | <p>8</p> | <p>「2 赤磐市議会議員政治倫理規程を別に定める。」を追加する。本基本条例との関係を示しておくのがよいと思う。 「議場では必ず議長の指示に従い、従わない場合は退場する」「退席を命じる議長は、理由を明確に述べる」と明記してほしい。</p> | <p>すでに規定されていますので、追加の必要はないと考えます。 既存の規程は実際の運用に合わせて改善していきます。 地方自治法第129条により議長には議場の整理権があります。</p> |

その他のご意見

| | |
|--|---|
| <p>一般質問は、各議員はあらかじめ自分の持ち時間を申請し、30分以上長引くようなら、その日の発言者のスケジュールが終わった後に、再度発言する。別途延長制にしてほしい。この判断は議長がする事。大声の不規則発言に議長は退場を命じる義務を負う事。</p> | <p>申し合わせ事項で各議員の持ち時間は30分と規定しておりますが、簡潔な質問を心がけ、より一層時間短縮に努めてまいります。ご意見にあるような一般質問の進行は難しいと考えます。</p> |
| <p>携帯電話は、どうしてもオフに出来ない議員がいる現状なのだから、全員、会議中は没収してほしい。</p> | <p>ご意見として承ります。 申し合わせ事項には「本会議・委員会等の会議中は携帯電話に出ないこととする。ただし、特別な理由がある場合は事前に議長・委員長に届け出ることとする。」と定めております。</p> |
| <p>クールビズ、ウォームビズとも、全員真剣に取り組み、省エネに努め形式にこだわるのを止める。</p> | <p>ご意見として承ります。 申し合わせ事項には「本会議、委員会ともクールビズ期間中は、上着、ネクタイの着用にこだわらない。」と定めております。</p> |
| <p>一般質問通告表、委員会資料など不要になれば破棄されているが、税金で作成されたものであるため、あらゆるチャンスを通じて市民に届けられるべきと思う。 議員が後援者に届けたり努力すべきである。 一般質問通告表は作成後ネットに載せられると思うが載っているのだろうか。</p> | <p>一般質問通告表をインターネットで公開できるよう検討していきます。</p> |